

学校における多忙化解消プログラム【概要版】

(花巻市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)



花巻市教育委員会

令和7年6月に公布され、令和8年4月1日に施行される「改正給特法」の第8条において、教育委員会に策定を義務付ける「教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等」が規定された。

このことを受け、本市では、これまで取り組んできた「学校における多忙化解消プログラム」を踏まつつ、国の指針で示された教職員の業務負担軽減策を盛り込んだ「学校における多忙化解消プログラム（花巻市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保実施計画）」として本計画を策定し、教職員の心身の健康守りつつ、児童生徒と向き合う時間を確保し、教職員のワークライフバラスの実現を目指すものである。

1. 計画の趣旨

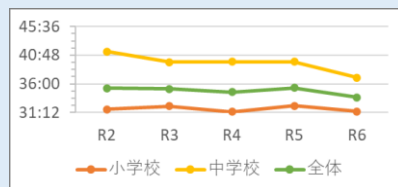
計画の趣旨 ※上記記載のとおり

2. 本市の現状と目標、計画期間

1 現状

【時間外在校等時間の状況】

区分	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	31:44	32:14	31:20	32:17	31:23
中学校	41:24	39:37	39:40	39:40	37:03
全体	35:16	35:08	34:36	35:18	33:42



2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ③ 1年間における時間外在校等時間を360時間以下とする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 教職員アンケートにおける現在の業務にやりがいを感じている回答の割合を令和7年度の実施結果（88%）から向上することを目指す
- ② 教職員アンケートにおける健康でいきいきと業務ができていない回答の割合を令和7年度の実施結果（54%）から向上することを目指す

3 計画期間

令和8年度～令和11年度

3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

1 全学校で取り組む事項【11項目】

- ① 校舎の開錠・施錠（新規）

2 各学校が選択的に取り組む事項【9項目】

※前年度と同様の項目

3 学校を支援するために教育委員会が取り組む事項【17項目】

- ② 校務DXの推進（拡充）
- ③ 多忙化解消プログラム
(学校の教職員に関する業務量管理・健康確保実施計画)の策定（拡充）
- ④ 留守番電話装置等の設置（拡充）
- ⑤ 過剰な苦情等への対応（新規）
- ⑥ 学校業務をサポートする人員の配置（新規）
- ⑦ 教職員等を対象とした健康診断及びストレスチェックの実施（新規）

4. 関連する取組、今後のフォローアップ

- ① 本計画の公表と報告
- ② 目的達成状況の把握
- ③ 課題解決に向けた教育委員会と学校との連携
- ④ 取組に対する保護者の理解と協力を得るための周知